

# ジェイアールバス東北本部

## 第5号

2020年9月1日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983  
発責：佐藤 秀一 編集：情宣部

## 申2号 ジェイアールバス東北本部

### 「第33回定期委員会」の発言に基づく申し入れについて

バス東北本部は7月15日、JR東労組仙台地会議室に於いて第33回定期委員会を開催し、これまでに経験のない新型コロナウイルス感染症の脅威という世界的かつ歴史的な危機のなか、それぞれの職場で奮闘する組合員とその家族の笑顔を守るために、「新生JR東労組運動宣言」のもと職場からたたかいつくり出していくことを確認し、圧倒的成功のもと終了することが出来ました。今定期委員会では、10月に迫った古川営業所の仙台支店への業務移管についての発言が多く、組合員から出され、職場がなくなることによる雇用不安や、業務移管によって他箇所へ転勤しなければならないことに対して負担が大きいなどの発言がありました。

また、白沢・七北田両事業所での慢性的な要員不足のために北東北の職場からの転勤ローテーションが早まっており、さらにはエルダー社員や契約社員にまで転勤の打診が持ち上がっていることも問題点としてあげられました。

今回の組合員の発言を受けて、バス東北本部としては改めて「安全・安心・働きやすい・働きがい」のある職場を創造・確立することが重要な課題であることを認識し、組合員・社員が安心して働ける労働環境と、コロナ禍において、大幅な減収となっているジェイアールバス東北会社の健全な経営を再構築していくために、労使が一体となって問題解決に向け精力的に取り組むことが必要であると考えます。

組合員とその家族の幸福を実現するために下記の通り申し入れを行いました。

1. 白沢・七北田事業所の要員不足についての対策を早急に講ずること。
2. 北東北から仙台地区への転勤についての考え方を明らかにするとともに、転勤を打診する際は、本人の意向及び希望を最大限尊重すること。
3. 転勤期間2年を経過した組合員においては、本人の意向を最大限尊重し希望箇所へ速やかに異動させること。
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の終息が見えないことから、さらなる感染対策を実施するとともに、組合員・社員及び家族に感染者が出た場合の対応を明らかにすること。
5. プロパー社員の永年勤続表彰においては、契約社員の年数も加算すること。
6. 2級自動車整備士資格を取得している契約社員の車両係についても技能手当を支給すること。また、3級自動車整備士資格取得者についても技能手当を支給すること。
7. 仙台市内周遊バス「お散歩号」について、ダブルデッカーでの運行に至った趣旨を説明すること。
8. 過半数代表者選出においては、公正かつ納得感のある選挙を行うこと。

**問題解決に向け、職場運動を強化し  
安全・健康・働きがいのある職場をつくり出そう！**